



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 **株式会社 イチケン**
代表者名 代表取締役社長 土谷 忠彦
(コード番号 1847 東証第一部)
問合せ先 財務経理部長 渡辺直之
(TEL. 03-3845-8096)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 89 回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) オフィス環境の整備による業務効率の改善及び大規模災害発生時の事業継続の対応強化を図ること等を目的として、本社及び東京支店事務所を本年 7 月に東京都港区内に移転する予定であることから、本店の所在地を東京都台東区から東京都港区に変更するものであります。

この変更につきましては、平成 27 年 6 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けることといたします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が施行され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材の招聘を容易にするため、現行定款第 28 条第 2 項及び第 38 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、第 28 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次項に記載のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 26 日

※ただし、第 2 条(本店の所在地)の変更は、平成 27 年 6 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとします。

(下線部分は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則 (本店の所在地)</p> <p>第 2 条 当社は、本店を東京都<u>台東区</u>に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則 (本店の所在地)</p> <p>第 2 条 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 〔第 1 項省略〕</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 〔第 1 項省略〕</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 〔第 1 項省略〕</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 〔第 1 項省略〕</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p style="text-align: center;">〔新設〕</p>	<p><u>附 則</u> 第 2 条 (本店の所在地) の変更は、平成 27 年 6 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p>

以 上